

各位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

「令和6年度新たに住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯」となる世帯への臨時特別給付金の支給案内について

対象世帯（令和6年6月3日（基準日）本村に住民登録がある世帯）

- (1) 世帯全員の令和6年度住民税が新たに非課税となった世帯
- (2) 令和6年度住民税が新たに均等割のみが課税となった世帯

- ※ 但し、令和5年度低所得世帯支援給付金（非課税世帯給付金（7万円）・均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の支給を受けた世帯は支給要件を満たさないものとする。
- ※ 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約の免除の適用の届出により住民税均等割が課税されていない者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

支給額 1世帯当たり 10万円

令和6年度新たに住民税非課税及び均等割のみ課税世帯へ、7月30日（火）以降に「**住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給要件確認書・申請書（請求書）**」を発送します。

7月30日（火）以降「**支給要件確認書・申請書（請求書）**」発送の内容

①支給要件確認書

- ・確認欄へのチェック、世帯主氏名、確認日、電話番号及び受取口座等についてご記入頂き、金融機関・本人確認書類等を添付の上、8月13日（火）までに返信用封筒にてご返送ください。

②申請書（請求書）

- ・申請・請求者欄へ世帯主氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、世帯の状況及び受取口座等についてご記入頂き、金融機関・本人確認書類及び住民税課税証明書の写しを添付の上、8月13日（火）までに返信用封筒にてご返送ください。

③振込予定日 → 令和6年8月30日（火）以降に10万円を振り込む予定です。

※受給を辞退される場合は、支給要件確認書の給付金を受給しない欄にチェックを入れ、その他必要事項をご記入の上、令和6年8月13日（火）までに返送が必要です。

その他

- 令和6年6月2日以降に令和6年度の住民税に係る修正申告をされた方は支給要件を満たさない場合があるため、課税状況を確認させていただきますので、下記までご連絡下さい。
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、課税及び差し押さえの対象となりません。

問い合わせ先：吉野郡上北山村住民課
受付時間：平日9時から17時まで
電話番号：07468-3-0223